### Ⅱ 自由研究

# 明治期長野県の小学校における学校年度・学校暦の制度化過程

一学年制の成立と学校時間構造の形成-

筑波大学 水 本 徳 明

# 1. 本論文の課題と方法

本論文は、日本の近代学校制度成立・発展過程における近代的学校時間構造の形成に関する研究の一環である。筆者はすでに近代的学校時間構造の持つ課題性とその形成に関する歴史的研究の必要性を指摘し(水本1987,1990),長野県の小学校における休業日の制度化過程を明らかにし、その歴史的局面について考察を加えた(水本1993)。本論文はその継続として長野県の小学校における学年制の制度化過程を明らかにする研究の一部として、学校年度・学校暦の制度化過程を分析し、近代的学校時間構造の形成について考察を加えるものである。

学年制は学年暦(学校年度)の側面と、教授ー学習組織(学年学級制)の側面を持ち、日本では通常前者については①1年を単位とする学校暦、②4月1日から3月31日のサイクルとして理解され、また後者については③年齢と対応したグレード(学年)、④無試験の進級(年齢主義)、⑤同学年学級、を意味するものと理解されている。これらの2側面と5つの要素は、相互に関連しているが、歴史的形成・制度化の過程はそれぞれ識別して捉えることが可能である。本論文ではとくに①及び②に注目して学校年度の制度化過程の解明とそれに関する考察を行うが、必要に応じて学年学級制の側面との関連にも言及することとする。また、以下では学校教育の時間的サイクルの単位としての半年間あるいは1年間の枠(現在では4月1日から3月31日)を示す概念として「学校年度」を、その中における学期、諸行事等によるスケジュールを示す概念として「学校暦」をそれぞれ用いることとする。

学校年度とそれに基づく学校暦は学校教育の時間的構造を形成するとともに、そこにおける諸活動とそれに関わる諸個人の意識を規定している。学校年度は学校における教育活動及び経営管理活動のサイクルであり、それに基づく学期などの時間的分節は学校教育のリズムとなっている。さらにそうしたサイクルやリズムは、教師や子どもの生活のサイクル、リズムともなり、さらに卒業・入学シーズン、運動会シーズンなどは学校教育に直接関わりのない者まで含めて、日本人の季節感に影響を与えてもいる。

そのような意味で現在の日本人にとっていわば自明のものとなっている学校年度と学校暦は, 明治の中期頃から徐々に制度化され,明治後期において学校に定着しほぼ現在のような形態を取 るに至ったものである。本論文はその歴史的プロセスについて明治期を半年進級制から1年進級制への変化によって大きく二つの段階に分け,さらに前半を3つの時期に,後半を2つの時期に分け,それぞれの中で学校教育のサイクルの制度化を国一県・郡一学校という3層において捉えることとする。この5つの時期は必ずしも明確に区切られるものではなく,重なり合いながら区別される歴史的局面とでも言えるものである。分析対象の史料は主として,国レベルのものについては『明治以降教育制度発達史』(教育史編纂会1938-1939)に,県・郡レベルのものについては『長野県教育史』(長野県教育史刊行会1972-1982)に,また学校レベルのものについては文献に掲げた小学校誌によった。

ところで、学校年度の成立、定着に関してはそれ自体を取り上げた研究は見られない。等級制から学級制への歴史的な変遷については佐藤秀夫(1970)、笠間賢二(1980)、濱名陽子(1983)などがある。佐藤は「学級」の成立の背景に徳育・訓練重視の学校観があること、そして明治30年代後半からの小学校への就学率の爆発的上昇によって同学年学級制が一般化したことを明らかにしている。笠間は、等級制から学年制への移行における進級手続きの変化に注目し、それが啓蒙から教化へという小学校教育の構造転換に照応したものであったことを明らかにしている。また、濱名は児童集団の特質と学級の教育機能の変化を分析している。これらの研究においては、学校年度あるいは学校暦の観点からの学年制の検討はほとんどなされていないばかりでなく、地方や学校での制度化プロセスについてもほとんど触れられていない。

### 2. 半年進級制における学校暦

#### (1) 「学制」以前の学校暦

第一の時期はいわば初期状態であり、子どもの教育のリズムが民衆生活の習俗的なリズムに基づいていた時期である。それは、寺子屋の入学や行事のリズムに端的に現われている。明治政府が近代学校制度を形成していくに際して、それを再編することが求められたのである。そこで、「学制」以前の学校暦として、寺子屋の場合と長野県仮学校の場合を見てみよう。

寺子屋の学校暦は年始に始まって年末におわり、民衆の習俗的な生活リズムをもって刻まれていた。『維新前東京私立小学校教育法及維持法取調書』(大日本教育会1892)によれば、「入学ノ好時節即チ佳辰」は、2月初午、6月6日が第一であり、次いで五節句、毎月「三日」(1日、15日、25日)であり、「入学スルモノノ日ノ良否ヲ撰ブノ風」「神仏ニ祈請スルノ風」盛んであった。そして、毎月末1回の「手本読浚」(小浚)、毎年末1回の「大浚」、毎年4月、8月の「席書」、正月「書初」などが寺子屋のリズムを刻んでいた。また、休日も節句休や盆休など習俗的なリズムに対応したものであった(休日については、水本(1993)を参照)。

長野県においても「登山」(入門)の定日を設ける寺子屋は少なく,2月初午,正月稽古始め, 正月天神講などの「登山」が多く,家では神棚に供物を上げ,赤飯を炊いて祝った。また,「下 山」(退学) にも定日はなく、暮れの天神講あるいは「席書」の日にするのが習わしであった(長野県教育史刊行会1972-82:1:128)。そして寺子屋の1年は年始に始まり、天神講や七夕などの行事があった(同:146-152)。

次に、長野県が1871 (明治 4) 年11月11日に開校した長野県仮学校 (郷学校) では、入門定日を3・8の日とした。1872 (明治 5) 年8月に「学制」に基づいて廃止されるまでの入門日を見ると、のべ180名の入門者のうち、開校直後の11月13日の45名に次いで多いのが1月18日の41名である (日付は旧暦) (吉田小学校1975:35)。短期間の事実でしかないのではっきりとした結論は下せないが、子どもを学校に上げるのは正月からという意識が一般的であったことが背景になっていると考えることができる。

# (2) 試験を基調とする学校暦の形成

第二の時期は、「学制」とそれに基づく教則によって小学校に試験が導入される時期である。この時期には試験は未だ定期化されず、入学・進級・卒業も不定期であり、教則に規定された6か月の単位が実質的には学校教育のサイクルを形成していない。しかし、政策的には、試験によって民衆の習俗的なリズムが否定され、「開化」されようとした。もちろん、学校制度が整備されず就学率が低い状況下(全国レベルからすれば、とくに筑摩県は非常に進んでいたのではあるが)では、そうした「開化」の効力は高くないと考えられるが、試験にそのような意義づけがなされたこと自体には注目すべきであろう。

周知のように「学制」は等級制を採り、「生徒ハ諸学科ニ於テ必ス其等級ヲ踏マシムル事ヲ要ス故ニ一級毎ニ必ス試験アリ」とした(教育史編纂会1938-39:1:289)。明治前半期の小学校においては、試験が学校暦のリズムを刻む基調を形成していたと言ってよい。この時期には学校を設置して生徒を入学させることが急務だったのであり、入学期を定期化することは困難であった。また、夏季、冬季などの長期休業も安定せず、祝祭日儀式などの学校行事が一般化するのも明治20年代以降をまたねばならなかった。したがって、年末年始や習俗休など一般民衆の生活リズムとは異なる学校独自のリズムをもたらすものといえば試験しかなかったし、「生徒階級ヲ踏ム極メテ厳ナラシムへキ事」(同:343)として試験の厳格さとそれに基づく進級を強調する政策的な意図からしても、そのことの価値は大きかったであろう。

しかし、試験による定期的なリズムや時間的サイクルの形成はかならずしも容易ではなかった。 1872 (明治5)年9月頒布の文部省「小学教則」と翌年2月創定の師範学校「下等小学教則」が それぞれ1級を6か月とし、半年進級制が発足した。そして全国の小学校教則の範型となった18 73 (明治6)年5月改訂の師範学校「小学教則」では、試験について次のように説明している (国立教育研究所1974:530-531)。

一. 教則中毎級六箇月間ノ習業ト定ムト雖モ生徒学術進歩ノ都合ニョリテ斟酌増減ハ教師ノ意ニ任スヘシ

- 一. 教則ニ掲示スル毎級ノ諸課ハ必ス同一ニ習熟セシメ勉メテ同時ニ同級ヲ終ヘシムヘシ
- 一. 毎級卒業ノ者ハ試験ヲ経テ昇級セシメ落第ノ者ハ猶其級ニ止ムルヲ法トス

この規定は、1876(明治9)年3月改訂の(旧)長野県師範学校「下等小学教則」に引き継がれているが、「勉メテ同時ニ同級ヲ終ヘシム」ことと「生徒学術進歩ノ都合ニヨリテ斟酌増減ハ教師ノ意ニ任ス」ことの間には矛盾があると言ってもよい。この頃にはさまざまな年齢の生徒がさまざまな時期に入学してきており、「生徒学術進歩」は多様であったであろう。

実際に各学校では不定期に試験を実施していたらしく、(旧) 長野県は1874 (明治7) 年4月,各学校の「卒業試験」が不定期で「官員出張」に差しつかえるために、「各学校ニ於テー級卒業ノ生徒試験区々ニテ差支条一中学区毎ニ打合ノ上開業ノ先後ニ依リ一年四度ニ区別シ預可届置候」と、学区取締に達した(長野県教育史刊行会1972-82:9:33)。これに対して同年5月(旧)長野県第16中学区学区取締は、卒業試験を2月、5月、8月、11月に実施すること、「右卒業生徒御試験可相受人員期月前月末ニ御届可仕候」と届けた(同:35)。また同年に制定された(旧)長野県「小学条例」では「入校ノ生徒ハ・・(中略)・・毎歳二月八月父兄ノ印証ヲ以テ其学校ニ出スヘシ」とした。そして、「凡生徒ノ習業毎級六ケ月ヲ期トス」として、1級卒業毎に掛かり官員あるいは学区取締が臨席して試験をすること、下等小学課程卒業時には必ず掛かり官員が臨席して「大試験」を実施すること、上等小学も下等小学に準じることとしながら、「但員外生(学齢以外の生徒一引用者注)或イハ俊秀ノ生徒ハ此ノ限リニアラス下等小学課程卒業ノモノハ臨時開申スヘシ」としている(同:46)。

その後1875 (明治8) 年9月に「下等小学試験法」が制定されたが、そこには試験の手続きに関する細かい規定はあるものの、その時期に関する規定は見られない(同:69-75)。この「下等小学試験法」はその後何度か改訂されているが、試験の時期が規定されるのは合県後の1879(明治12)年をまたねばならない。

一方筑摩県では、1874 (明治7) 年4月に「小学校則」を制定しているが、そこには入学期に関する規定はなく、昇級試験は「隣校教師両三名立会試験」すべきこと、下等小学卒業大試験は「講習所ニテ官員立会ノ上」実施すること、「毎月末ニ試験シ其優劣且平生ノ勤惰ヲ評判シ其席順ヲ変換スヘキ事」が定められている(同:142-143)。また同年10月筑摩県は、大区長及び正副戸長宛に次のように達している(同:152-153)。

是迄各村芝居手踊等一年一度ニ限リ差許来候処右ハ追々モ相達候通莫太ノ贅費ヲ支消スルノミナラス却テ不可謂弊害ヲ醸成シ甚以不可然儀ニ有之斯ル開明ノ時節尚瞑然悪習ヲ不改候テハ万々不相済儀ニ付以来産神ニ不拘御祝祭日等ニハ申合ノ上其村学校ノ生徒ヲ試験シ其親族ハ勿論衆人ヲモ縦覧セシメ候条格別優等逸抜ノ者へハ爾後勧奨ノ為メ志次第書籍或ハ学器等差遺候儀ハ不苦候間・・(中略)・・猥雑ノ事ヲ鎖シ更ニ人智開達ヲ要シ挙村ヲシテ不学無術ノ徒無ラシメ候様可心掛・・(中略)・・追テ当日隣村生徒等ヲ招集シ技倆ヲ相比較シ候等ハ不苦候

筑摩県も1875 (明治8) 年に「小学試験法」を制定し翌年改正しているが、いずれも採点基準などについて定めたものであり、試験の時期に関する規定はない(同:159-161)。

入学期については前述のように、1874 (明治7)年の(旧)長野県「小学条例」では2月及び8月としたが、以後しばらくは県による入学期の定めは見られない。筑摩県では開智学校の校則が入学希望者は「毎月五、十ノ日第十時迄ニ願出へキ事」と定めている(四賀小学校1974:22)。合県後、1880 (明治13)年の下高井郡上申によれば、「学齢入校期」を3月及び9月としているものの、「但土地ノ情況ニョリ入校期ヲ定メサルモ妨ナシ」としている(長野県教育史刊行会1972-82:10:120)。

1875 (明治 8) 年に (旧) 長野県野沢村の惟精学校では近くの学校と試験のための組合を作り、前年の県の布達のとおり、2月17・18日、6月30日、8月11日、11月29日の4回試験を実施している。たとえば11月29日の試験の場合、前日に事務担当並木衛七を始めとする学校世話係が出席して午前中は掃除をし、並木宅より椅子・幕を借りて準備し、午後は夜までかかって内試験(模擬試験)を実施した。当日は並木を始めとする学校世話係が早朝から学校へ出席したが、学区取締の到着が遅く午後から試験を開始した。試験に臨席したのは組合の各校教員・授業生・事務担当者、副戸長、村吏であり、午後から始めたので他校の教員や生徒には炊き出しをし、試験が終わったのは午後10時であったという。ちなみに並木の長男和一は、2月の試験に第6級に、6月に第5級に、そして11月に第4級にそれぞれ合格している。また、試験の前には生徒が夜まで学校で勉強したという記録も残っている(野沢小学校1976:51-53)。

また(旧)長野県倉井村の知新学校で同村ほか川谷村及び普光寺村の小学校が組合を作って同年2月5日に実施された「第八級卒業試験」では、村吏世話人へ出した酒肴代を始め、訓導の駕籠での出迎え、暴風による訓導と県吏員の逗留などのためのべ24人の人足代などに17円弱の費用がかかっている。そのうち50銭を県吏員が支出したほかは、3つの村が石高に応じて負担している(三水第一小学校1989:133-137)。

また, 筑摩県では1875 (明治 8) 年から翌年にかけて永山県令自らあるいはその代理が師範学校教員を伴って県内を巡回して試験を実施し,優秀なものには褒賞を与えた。たとえば1876 (明治 9) 年 5 月に穂高村穂高学校で実施された試験では,一等賞12人,二等賞31人,三等賞254人,四等賞213人,等外賞186人,御礼生34人,落第生39人であった(長野県教育史刊行会1972-82:1:571)。

これらの事例は、試験を受ける生徒にとっても、それを準備する世話係や教員にとっても、そ こへ出向く吏員や訓導にとってもそれが大変な行事であったことを示している。しかも及第すれ ば卒業証書あるいは褒賞が与えられのであるから、不定期とはいえ、試験は学校教育の最も重要 な節目となっていたといえよう。

# (3) 6か月の学校年度と試験・入学の定期化

第三の時期は、ほぼ明治10年代において6か月の学校年度が安定化し、試験や入学が定期化してくる時期である。現実には臨時の入学・進級などは少なくなかったが、1881 (明治14)年の「小学校教則綱領」をきっかけとして、とくに明治10年代後半になると6か月を単位としながらも通年を見通す授業体制が成立し、そこにおいて試験や入学が一定のリズムを形成し、学校教育のリズムがサイクル化される基礎が形成されてくるのである。

# ①試験の定期化

1876 (明治9) 年8月の合県後,全県的に試験の方法が統一されるのは1877 (明治10) 年5月の「下等小学全科卒業試験法則」,同年8月の師範学校「下等小学試験法」及び「下等小学定期試験点則」によってであるが,いずれにも試験の時期は定められていない(同:9:212-214,227-233)。そして1879 (明治12) 年の県達番外によって,「下等小学全科卒業試験トシテ掛官員并師範学校訓導巡校候就テハ自今左之通期月相定候条別紙雛型ニ傚ヒ郡役所ヲ経由該前月廿五日迄ニ可願出」として,3月,5月,7月,9月,11月を指定した(同:10:18-19)。翌年3月の「学事諸則」においても,「各学校定期試験ハ学務委員及従前ノ組合学校教員立会試験スルモノトス」とし、全科卒業試験は掛かり官員及び師範学校訓導が派出して問題をあたえ,3月,5月,7月,9月,11月の5期実施することとした(同:61-66)。

その後1881 (明治14) 年の「小学校教則綱領」に対応して文部省は達第17号において「小学校生徒試験ノ儀ハ小学校教則綱領ノ旨趣ニ基キ定時試業臨時試業等ノ別及其方法取調伺出且改正変更候節モ同様可伺出」と達し(教育史編纂会1938-39:2:259-260),文部卿福岡孝弟は,府知事県令に対して小学試験法も文部省達第17号(同年)に従って,「府知事県令ニ於テ一定シ管内公私小学校ニ施行センム」と訓示した(同:226-233)。

これに対して長野県は翌1882(明治15)年1月の「町村立市立学校幼稚園書籍館設置廃止規則」中の「小学校規則起草心得」では、「生徒卒業試験等ハ都テ本県ノ成規ニ照シ執行スヘシ 但月末小試験等ハ此限リニアラス」とした(長野県教育史刊行会1972-82:10:173)。そして同年8月に「小学各等科試業法」を定め、試験を毎学期の課程修了時の「定時試業」と一学期中3~6回実施する「臨時試業」に分け、定時試業によって昇級を、臨時試業によって「席次の陟降」を行うこと、いずれの試験も、主座教員が執行することとした(同:213-230)。また同年9月に「小学各等科第一級試業手続」を定め、町村立小学校各等科一級卒業試験は、師範学校小学試験掛かりが執行し、学務課員及び郡吏員が「監臨」すること、「第一級試業ノ期」は、3月、5月、7月、9月、11月の5期とすることを定めた(同:163)。これらはその後改正されたが、試験の回数及び時期については1885(明治18)年に「臨時試業」を学期中3~5回とした以外は変更されることなく、1886(明治19)年に「小学校規則」が制定されるまで存続し、いわば半年進級制下における定則となったと言える。

さて、この時期には基本的に4種類の試験があった。即ち、1学期(6か月)中数回実施され 席次を決める「臨時試業」、課程修了時つまり原則として6か月毎に実施され昇級を決定する「定 期試業」、小学校の各等科の卒業を決定するために年5期の実施時期が定められている「第一級試業」、そして数校が生徒の成績を競わせるために実施する「集合試験」である。「集合試験」の時期等については上で触れなかったが、県による規定はなく、試験組合を作る学校が協議の上で時期を決定して実施していたようである。

たとえば西条村の就将学校では、1884(明治17)年には6月12日に「前半期定期試業」を,12月18日に「後半期定期試業」を実施している。「初等科第一級試業」はやはり12月18日に郡役所掛立会の下に実施している。そして「集合試験」は近隣の澧泉学校と暢発学校と組合を作って,5月23日から3日間実施しているが,そのために1か月ほど前から会議をするなどして調整している(中野小学校1973:124-125)。これを見れば,たとえば初等科第一級の定期試業が「初等科第一級試業」なのであり,各学校で年5回実施していたのではないことがわかる。つまり「第一級試業」の時期を規定したのは,更員の出張の都合などから各学校でそれを実施する場合年5期のうちのいずれかの時期に合わせることを定めたものと理解される。ただし,この年の就将学校のように実際にはその時期に合わない場合もあったのである。

#### ②入学期の定期化

入学期について県による一応の定期化が図られるのは、1881(明治14)年の「小学校教則綱領」及び「町村立私立学校幼稚園書籍館等設置廃止規則起草心得」の制定を受けてのことである。「小学校教則綱領」は等級を規定せず「第一年前期」「第一年後期」のように表示したが、翌年4月に長野県が制定した「小学校教則」では従来のような6か月の等級制を採り、ただ課程表で第一年が第6級と第5級に分れるような表示をしたのみであった(同:179-199)。しかし、これで一応の通年授業体制が示されたのであり、学校暦を一定のサイクルとするきっかけとなったと言えよう。同年1月制定の「町村立市立学校幼稚園書籍館設置廃止規則」中の「小学校規則起草心得」では、入学期を2月1日及び8月1日の年2回と定め、「但学校ノ都合ニョリテハ臨時入学セシムルコトアルヘシ」としている(同:173)。

県は1882 (明治15) 年に改正教育令の実施にともなって各学校の校則を提出させているが、その内容は画一的である。即ち、入学については「年中二期ト定メニ月一日八月一日」とすること、臨時入学も認めること、休業日については孝明天皇祭以下の祝日大祭日と学区内の国幣村社祭日、夏季15日間、冬季15日間、年末年始、定期試業後1日間、臨時休業は認可を受けて掲示することを定めている(三水第一小学校1989:836-837、野沢小学校1976:323-324、中洲小学校1975:41-42など)。

しかし、県としても「臨時入学」をけっして例外的なものと考えていたわけではない。1884 (明治17) 年12月に小県郡は、就学督責規則によって「翌年学齢ニアルモノム就不就学ヲ調査スル」ことになっているが、「入学期ヲ二月ト定メアル規則ノ学校ニ在リテハ其入学期限前即一二月ノ交ニ満年ニ至ルモノノ外ハ事故ノ有無ヲ問ハス規則ノ為メニ空ク一年就学セシムルヲ得ス」という事情から不就学扱となるので「其年内ニ於テ満六歳トナルモノハ総テ(父母後見人ノ申出

ニ依リ理由事故ナキモノ)就学ノ部ニ調査致ス」べきかを照会している。それに対して県は、「校則中入学期ノ度数ヲ増スカ臨時入学ヲ許スコトアルヘン等ノ旨ヲ加ヘ候様」回答しているのである(同:291-292)。この時期の県の姿勢が入学期を確定することよりも、就学を促進することに置かれていたことを示すものとも考えられよう。

また,表1は惟精学校における1875 (明治8)年から1880 (明治13)年までの入学の状況である。明治8年1月が非常に多いのは(旧)長野県が前年に「小学条例」を制定し、在校生全員に改めて「入校願」を提出させたためである(野沢小学校1976:54)。2月,8月の年2回の入学期を原則としながらも、必ずしも入学期が安定しない実態を見ることができる。

表 1 明治8年から13年の惟精学校における入校願いの人数

4	年月	8.1	8.4	8.6	8.8	9.2	9.8	10.2	10.5	10.8	11.3	11.9	12.2	12.8	13.2	13.8
	人数	112	1	1	10	11	8	9	1	6	13	6	8	12	15	17

(出典) 野沢小学校(1976:54)

# 3. 学校年度の制度化と学校暦の定着

#### (1) 1年間の学校年度の制度化

第四の時期は、明治10年代末から20年代にかけて1年間の学校年度が制度化される時期である。 しかもそれは最終的に全国共通に4月1日から3月31日のサイクルとされた。この時期は学校年 度の画一的な枠が制度化された時期と捉えられる。

#### ①半年進級制から1年進級制へ

1年進級制への政策変化の兆しが見え始めるのは1885 (明治18) 年である。この年再改正された教育令に基づいて政府が策定した「小学校及小学教場教則綱領」案において、「各小学科ハー年毎ニー級ヲ卒フルノ割合ヲ以テ之ヲ其修業年限ニ配当スヘシ」とされ、次いで「授業ノ組合ハ教員及生徒ノ数ニ応シ相当之ヲ定ムヘシ 但修業一箇年以下ノ組合ヲ設クルコトヲ得ス」とされた(佐藤1970)。そして同年12月の文部省達第16号によって「公立小学校ニ於テハ修業期限一箇年ヲ以テー学級トスヘシ此旨相達候事 但特ニ修業期限半箇年ヲ以テー学級トセントスルトキハ事由ヲ具シテ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ」、また同第17号によって「私立小学校ニ於テハ修業期限一箇年若クハ半箇年ヲ以テー学級ト定メ府知事県令ノ認可ヲ経シムヘシ此旨相達候事」と達して、小学校の修業期限を1年とした(教育史編纂会1938-39:2:277)。

そして翌1886 (明治19) 年の小学校令に基づく「小学校ノ学科及其程度」で授業組織単位としての「学級」という概念を示し、1891 (明治24) 年の「学級編制等=関スル規則」においてそれを確定した。また1886 (明治19) 年10月には高等師範学校が学年を4月1日から3月31日とし、政府は1888 (明治21) 年各師範学校に4月開始制を採るよう視学官通知を出し、1892 (明治25)

年2月に普通学務局通牒により全国の小学校に4月学年開始制を施行させた(佐藤1974:152)。 ②長野県における学校年度の制度化

以上のような国の政策を受けて、県による学校年度の制度化が進められている。

まず1885 (明治18) 年の文部省達を受けて、長野県は翌年1月に「町村立小学校規則」によって、「児童ノ入学ハー年一回トシ其期日ハ前以テ掲示スヘシ 但学校ノ都合ニ依テハ臨時入学ヲ許可スルコトアルヘシ」とした(長野県教育史刊行会1972-82:10:333-335)。そして同年11月に「小学校ノ学科及其程度」に基づいた「小学校規則」が制定されているが、関係する条項は次のとおりである(同:11:36-37)。

第二条 小学校ノ学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル 之ヲ一学級ノ修業期限 トス

第四条 小学校ノ休業定日ハ大祭日祝日ノ外左ノ如シ

土曜日 午後

夏季 自八月一日至同月三十一日

冬季 自十二月廿五日至一月七日

国幣村社祭日 其地方ニ限ル

但土地ノ情況ニ依リ夏季冬季ノ休業ヲ農業等ノ時季ニ繰替ヘントスルトキ及臨時ニ要ス ル休業ハ郡長ノ認可ヲ得ヘシ

第五条 生徒ノ入学ハ学年ノ始メ即チ四月一日ヲ以テ期トス 但学校ノ都合ニ依リテハ臨時入学ヲ許可スル事アルヘシ

第十三条 小学校ニ於テハ隔月ニ小試験ヲ施行シ生徒ノ坐次ヲ進退シ学年末ニ大試験ヲ施行 シ及第及落第ヲ判定スヘシ

第十四条 試験ハ総テ学校長主坐教員ニ於テ執行スヘシ

第二十条 学業抜群ノ生徒若シ(クハ)(1887(明治20)年1月26日付け正誤で「クハ」が加えられた一引用者注)事故アリテ大試験ニ欠席シ又ハ大試験ニ落第セシモ温習已ニ熟シタル生徒ハ教員ノ見込ミニ依リ臨時ニ試験ヲ施行シ学級ヲ進ムルコトヲ得

但其試験ハ大試験同一ノ手続ヲ以テスヘシ

県の規則において学校年度と学校暦が体系的に規定されたのは、これが最初である。これによると高等師範学校が4月学年開始制に移行した翌月に、すでに長野県では4月1日から3月31日の学校年度と祝祭日、夏季・冬季休業による学年暦を規定していた。そして、入学を4月1日、大試験を学年末としながらも臨時の入学・進級を認めていたことがわかる。この「小学校規則」は1888(明治21)年に改正されるが、これらの点についてはほとんど変更はない。

その後1892 (明治25) 年に,第2次小学校令及び「小学校ノ毎週教授時間ノ制限」に基づいて 県が制定した「小学校教則並毎週教授時間」によって,校長又は首席訓導が学年初めに「毎週各 教科教授時間配当表ヲ製シ成ルヘク学年ノ終リマテ之ヲ変更スヘカラス」,試験は「一学年内ヲ 適宜4期ニ分チ毎期ノ終リニ於テ之ヲ執行スヘシ」,修業及び卒業は「学年ノ終リニ於テ執行スル試験ノ評点及平素ノ行状学力ヲ斟酌シテ」認定する,「学年相当ノ年齢ヲ超過セル児童ニシテ学業及行状優等ノモノハ学年ノ終リニ至ラサルモ臨時成蹟ヲ考ヘ卒業若シクハ修業ヲ認定スルコトヲ得」とされた(同:209)。同時に制定された「小学校長及教員職務及服務規則」では,「教員ハ学年末ノ休業日ニ於テハ学年中ノ事務ヲ整理シ毎土曜日授業ノ終リニ於テハ一週間ノ事務ヲ整理スヘシ」とされた(同:193-194)。

こうした中で北安曇郡役所は1893 (明治26) 年 3 月に町村立小学校宛て、「学期ノ始ニ当リ入校生徒ノ数確定セス学級編制上甚不都合」のため、「其期日区々ニシテ四月以降ニ及フモノ多ク甚タシキハ学期末頃ニ及ンテ」いた、就学猶予・免除の稟議を 2 月末日までにするよう訓令を発し、同時に各町村長宛て「学年ノ始メニ当リ就学児童ノ人員確定セスシテ学期ノ央バニ及ンテ不時ノ入学ヲ為サシムルカ如キ向往々有之右ハ其極同学年児童ノ学力ニ甚シキ不均一ヲ来シ教授上尤モ不都合之至」、「数学年ノ児童ヲ合シテ一学級ト為スモノ、如キハ一層不都合」と照会している(同:247-248)。

以上見てきたようにほぼ明治20年代にはいると4月始期制の学校年度が制度的に確定してくる。神城学校誌によって1890(明治23)年度以降1912(明治45,大正元)年度までの学校暦を見ると,入学式が確認できる12年度分すべてについて4月1日に実施されている。卒業式は明治23年度は3月31日,24,25年度は3月30日で31日は試験休,30年度は3月26日,34~37年度は3月25日,38年度は3月24日,41年度は3月27日,42年度は3月26日,43年度は3月25日,45(大正元)年度は3月25日となっている。たとえば明治24年度を見ると4月1日の入学式から3月31日の卒業式までの間に,5月22日運動会,9月23日秋季皇霊祭,11月3日天長節奉賀式,11月23日新甞祭祝賀式,6月5日・7月27日・10月6日・12月9日・1月25日に小試験,3月26~29日に大試験を実施している(神城学校1974:168-203)。

# (2) 学校儀式・学校行事を基調とする学校暦の定着

第五の時期は、およそ明治20年代後半から30年代以降において、1年間の学校年度とその枠の中での学校儀式、学校行事、長期休業、学期などによる学校暦の定着を見る時期である。とくに30年代にはいると試験による進級・卒業が廃止されて学校暦の前面から試験が後退する。そして、この時期に定着した学校暦は、それ以後現在に至るまでの学校教育のサイクル、リズムの基盤となっているのである。

この時期に学校暦を大きく規定したものとして1891 (明治24) 年の「小学校祝日大祭日儀式規程」がある。これによって小学校では、紀元節、天長節、元始祭、神甞祭、新甞祭、孝明天皇祭、春季皇霊祭、神武天皇祭、秋季皇霊祭及び一月一日に「学校長、教員及生徒一同式場ニ参集シ」、御真影礼拝、万歳奉祝、式歌斉唱あるいは勅語奉読、校長訓話等を行うこととなり、祝日大祭日においては生徒に「茶菓又ハ教育上裨益アル絵書等ヲ与フルハ妨ナシ」とされた(教育史編

纂会1938-39: 3:88-89)。そして翌年,長野県は「小学校祝日大祭日儀式次第」を制定し,儀式の次第を細かく規定した(長野県教育史刊行会1972-82:11:176-178)。その後1893 (明治26) 年に文部省は省令によって,儀式を実施するのは紀元節,天長節および一月一日とし,「他ノ大祭日及祭日ニ於テハ学校ノ任意」とした(教育史編纂会1938-39:3:140)。

政策的に学校年度と学校暦がいわば体系的に確定されるのが1900 (明治33) 年の小学校令施行規則によってである。同施行規則第一章第二節の「学年、休業日及式日」においてまず「小学校ノ学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル 小学校ノ学期ハ府県知事之ヲ定ムヘシ」とし、小学校の休業日を6項目示した後、紀元節、天長節及び一月一日の儀式について規定している。また同第1節第23條では「小学校ニ於テ各学年ノ課程ノ修了若ハ全教科ノ卒業ヲ認ムルニハ別ニ試験ヲ用フルコトナク児童平素ノ成績ヲ考査シテ之ヲ定ムヘシ」と、試験による進級を廃止した(同:4:68-69)。なおその後、1909 (明治42) 年に小学校令施行規則中に改正が行われ「土地ノ情況ニ依リ九月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ終ル学年ヲ置クコトヲ得」とされた(雁行学年制)。これは「四月の始めに未だ少しく就学年齢に足らざりし為に入学し得ぬ者は、翌年四月まで一年間待つことを要せずして其年の秋に入学し得る便宜があり、又試験に落第したる者が一年間原級に留まる代りに雁行級の上学年に編入せられ得る便宜もある」との考え方に基づくものであったが、実際に9月学年を設けたものは小学校にも中学校にもほとんどなく、全く空文化した(同:5:57-59)。

長野県は1901 (明治34) 年3月,第3次小学校令及び同施行規則に基づいて「小学校令及小学校令施行規則実施ニ関スル規程」を定めている。その第3章は「小学校ノ学期教授時刻並休業日」であり、「学期ハ学校長ニ於テ適宜一学年ヲ三期ニ分ツヘシ」とし、教授終始の時刻及び休業日について定めている(同:12:51)。

このように小学校令施行規則では試験による進級・卒業の認定を廃止したが,定期的な試験自体がなくなったわけではない。同年4月に東筑摩郡校長会議が編制した「小学校則準則」では,「一学年ヲ三期ニ分チ毎期試験ヲ執行ス」「試験ハ生徒学業ノ進歩及習熟ノ度ヲ検定シテ教授上

ノ参考ニ供シ且修業及ヒ卒業ヲ認定スルノ材料トス」「各期ニ於テ行フ試験ヲ第何期試験ト称シ 学年ノ終ニ行フ試験ヲ学年末試験ト称ス」としている(同:576-577)。また、1905(明治38)年 11月の上伊那郡通牒では、成績考査を「常時考査」と「特別考査」に分け「常時考査ハ第一期第 二期ニ於テハ二回以上第三期ニ於テハ一回之ヲ行フモノトス」とした。特別考査についてはとく に時期などの規定はないが、問題は校長提出もしくは校長検閲のものとしている(同:226-227)。

学期については前述のように1892 (明治25) 年に1学年を4期に分けるとされたが,長野高等小学校では1895 (明治28) 年度に,6月24日に第1期試験,10月1日に第2期試験,12月18日に第3期試験,3月16日から23日に第4期試験(大試験)を行っている(長野城山学校1973:316)。そして1901 (明治34) 年に1学年を3期に分けることとされたが,同年制定の御厨尋常小学校校則では、第1期を4月1日から7月31日,第2期を8月26日から12月25日,第3期を1月11日か

ら3月25日としている。そして「本校ニ於テ挙行スル儀式」として,「一月一日 紀元節 卒業及 修業証書授与式 学校紀念 天長節」を掲げている(昭和小学校1977:272-274)。学期の区分に ついてはこのころ安定してきた長期休業を節目とするようになってきたのである(水本1993)。

そして、明治30年代後半からは学校暦の前面から試験が退いてくる。そうした中で一層重みを増してくるのが入学式・卒業式・大祭日儀式などの学校儀式と運動会・遠足・修学旅行などの学校行事である。「信濃毎日新聞」1886 (明治19) 年 4 月 3 日付けには、長瀬村 5 学校の連合運動会の記事が見える。また1890 (明治23) 年 3 月30日付けには、長野尋常小学校における「卒業并進級証書授与式景況」の記事がある。それによれば、御真影の前で「君が代」「皇国」「大和撫子」「学ひの力」「蛍の光」「勧学の歌」「仰げば尊し」を斉唱し、校長から証書や優等生には賞品が授与されている。同年10月28日付けには、小県郡傍陽小学校の「小学生徒の修学遠行」の記事がある。

明治10年代末から20年代にかけて始まったこれらの儀式や行事はその後拡大し、各学校の学校暦に定着してくる。祝祭日儀式が学校暦において非常な重みを持ったことは言うまでもない。野沢小学校誌には1896(明治29)年から1912(明治45)年までに入学した15名の回顧が載せられているが、儀式の日に袴を付けて登校し御真影を礼拝し、校長の勅語奉読を聞いた厳粛な経験や、遠足、運動会などの行事の楽しみがしばしば語られている(野沢小学校1976:259-275)。しかも、学校行事のうちでもとくに運動会などは父母や住民に開かれ、いわば村民の慰安行事としての性格を持つに至った。たとえば、1909(明治42)年10月25日に東内尋常高等小学校で開催された運動会では、全60種目のうち婦人会が4種目、青年会が3種目、来賓が2種目、「飛入」が2種目あった(丸子中央小学校1973:343-344)。明治30年代以降になると、これらの儀式と行事がいわば非日常的な時間として学校暦のリズムを刻み、子ども達の意識にも深い印象を残すようになったといえる。

### 4. 考察とまとめ

以上で、小学校における学校年度および学校暦の制度化と定着の歴史的プロセスを5つの時期 に区分して明らかにしてきた。そこで形成された学校時間の構造は、祝祭日の儀式を別とすれ ば、現在の学校に見られる時間構造とほぼ共通するものである。すなわち、4月1日から3月31 日をサイクルとし、夏季、冬季、春季(学年末)の長期休業によって3つの学期に区分され、学 校行事によって非日常的なリズムが刻まれる時間構造である。ここではその学校時間構造の機能 を2つの側面から考察し、本論文のまとめとする。第一の側面は、学校の時間構造と他の社会領 域における時間構造との関係という側面であり、第二の側面は、学校時間構造の内部的な機能の 側面である。

# (1) 学校時間の差異化と統合

他の社会領域における時間構造との関係で学校時間構造を捉えた場合,それは差異化と統合の 2面的な機能を果たしたといえる。

すなわち第一に、学校年度・学校暦の制度化は、民衆の生活リズムと学校教育のリズムの分離をもたらした。近代学校制度が形成される過程で導入された試験や学校行事によるリズム、そして4月1日を始点とするサイクルは、それまでの民衆の習俗的な生活リズムにはないものであった。とくに明治初期には、試験をてこにそれを「開化」することが目指された。その成否はともかく、学校時間が習俗的な生活リズムに対して否定的なものとして立ち現れ、そこから浮き上がったことは確かである。明治20年代になると、祝祭日が同様の機能を果たした。大濱徹也(1980)は、明治20年代には「小学校教育を通して祝祭日の浸透がはかられたというものの、民衆生活の上では氏神の祭りや縁日ほどには祝祭日は守られず、ただ『一種学校固有ノモノ』とみなされがち」であったことを明らかにしている。

実際にこの間,生産や信仰に基づく習俗的な生活リズムは,民衆の間で根強く生き残っている。たとえば,向山雅重(1990:392-410)が調査した上伊那郡宮田村の素封家湯沢家の大正4年の年中行事では,年末年始はもとより,2月初午,節句,七夕,田植え,盆,8月十五夜(旧暦),「松戸薬師祭」(4月8日),「山ノ講」(10月10日),「恵比寿講」(10月20日)などの機会に様々な行事が行われ,その内の幾日かは「遊日」とされている。そしてこれらは「旧幕時代の名残を多くとどめる」とともに,「上伊那中部地方の,しかも南部よりの地帯の年中行事一般を物語る」とされている。

しかし第二に、学校年度・学校暦の制度化は、学校と他の社会領域との結合をもたらした。この点については本論文で十分に触れることができなかったので仮説的な考察にとどまるが、次の2点を指摘することができよう。一つは、学校年度の制度化が他の社会的システムとりわけ国家的システムと学校教育システムのリンクをもたらすことである。4月始期制の学校年度は、上級学校の年度や会計年度等と小学校の時間構造との整合性をもたらしたであろう。あるいは、それらの社会システムの時間的制度化の一環として小学校の年度が制度化されたと考えられるのである。そしていま一つは、運動会などの学校行事が学校の行事というにとどまらず、地域の行事としての性格を持ったことである。学校暦は、いわば民衆の生活リズムとの接面を持つようになるのである。明治30年代以降では、就学率の上昇と学歴意識の昂揚を背景として、その接面は拡大していったと考えられよう。

## (2) 学校教育のサイクル・リズムの形成

学校内部に目を転じると、学校年度・学校暦の制度化が学校教育のサイクル・リズムの形成であることは明らかである。この点から注目されることは、それが試験を基調とするものから学校儀式・学校行事を基調とするものへの変化として大きく捉えられることである。濱名陽子(198

3) は、学習集団の機能を教授機能と訓育機能の2次元によって分析し、等級では教授機能が、単級では訓育機能が、学年別学級では両者がそれぞれ顕在化していることを明らかにした。等級制における試験を基調とする学校暦は、能力主義を基盤とする教授的な機能を顕在化させた時間構造であったといえよう。もちろん、試験による進級・卒業が廃止された後も各学校で定期的なものも含めて試験は行われていたし、1年間を単位とする教育課程の管理はとくに校長の職務とされたのであり、学校暦に教授的な機能が現われていないわけではない。しかし、学年制における学校年度・学校暦は、学校儀式・学校行事によるより訓育的な機能を顕在化させたものといえよう。

そしていうまでもなく,等級制から学年制への変化は課程主義から年齢主義への変化である。 時間構造の問題としては,それは個人の能力を基盤とした個別的なリズムに基づく時間構造から,制度的に確定された時間的な枠を基礎とする時間構造への変化である。等級制においては,個人主義的な教育観と,実際に多様な年齢と能力の生徒が入学してくるという現実を背景として,6か月という枠は時間的なサイクルとしての意味を持ちえなかった。それに対して学年制では,制度的に確定された1年間の枠が優先され,個人の能力や進歩の差異は時間構造の上からは消し去られてしまう。実際に明治後期には入学者の年齢が一定してくるという現実があるにせよ,学年制における学校年度の制度化は,同一年齢の者が同一内容を同一の期間で習得しえるし,するべきであるという原則の確立であったといえよう。

#### 対献

秋津学校百歳誌編集委員会編 1974 『秋津学校百歳誌』

大日本教育会 1892 『維新前東京市私立小学校教育法及維持法取調書』

伍賀小学校閉校記念誌編纂委員会 1977 『伍賀小学校のあゆみ』

濱名陽子 1983 「わが国における『学級制』の成立と学級の実態の変化に関する研究」 『教育社会学研究』 38:146-157

閉校記念誌編集委員会 1981 『鬼無里東・中央・西小学校閉校記念誌』

「芋井学校の百年」刊行会 1976 『芋井学校の百年』

神城学校百年のあゆみ編集委員会編 1974 『神城学校百年のあゆみ』

上山田小学校百年誌編集委員会 1974 『上山田小学校百年誌』

笠間賢二 1980 「明治期における学級編成法ー進級法との関連で一」『日本教育行政学会年報』 6:166-179 川岸小学校百周年記念事業実行委員会 1974 『川岸小学校百年史』

国立教育研究所編 1973-1974 『日本近代教育百年史』全10巻 教育研究振興会

教育史編纂会 1938-1939 『明治以降教育制度発達史』全13巻 教育資料調査会

牧郷小学校 1982 『牧郷小学校閉校記念誌』

丸子中小学校百年史編集委員会編 1973 『丸子中央小学校百年史』

#### 水本徳明、明治期長野県の小学校における学校年度・学校暦の制度化過程

箕輪東小学校百年記念誌編集委員会編 1975 『箕輪東小学校百年誌』

水本徳明 1987 「近代学校における時間の構造」 『現代学校研究論集』第5巻 京都教育大学教育経営研究会

水本徳明 1990 「学校時間のプロブレマティークー日本の近代化における学校時間の構造化に注目して

-」 『学校教育研究』 5 日本学校教育学会·東信堂

水本徳明 1993 「明治期長野県の小学校における休業日の制度化過程-日曜休と長期休業による学校時間

構造の形成-」 『学校経営研究』18 大塚学校経営研究会

向山雅重 1990 『信濃民俗記』 慶友社

長野県教育史刊行会編 1972-1982 『長野県教育史』全19巻

長野城山学校百年史編集委員会編 1973 『長野城山学校百年史』

中条小学校閉校記念事業実行委員会 1978 『中条小学校閉校記念誌』

中野小学校沿革史編纂委員会編 1973 『信州中野小学校百年史』

中州小学校百年の歩み発行会編 1975 『中州小学校百年のあゆみ』

野沢小学校百年史編集委員会 1976 『野沢小学校百年史』

長小学校百年誌編集委員会 1975 『長小学校百年誌』

大濱徹也 1980 「生活のリズム」 和歌森太郎ほか編『日本生活文化史 9 市民的生活の展開』 河出書房新 社

三水第一小学校史編集委員会 1989 『三水第一小学校史』

佐藤秀夫 1970 「明治期における『学級』の成立過程」 『教育』249号 国土社 18-25

佐藤秀夫 1972 「明治期における小学校観の成立-小学校における課程編成の形成過程を中心として-」

『野間教育研究所紀要 第27集 学校観の史的研究』 講談社

四賀小学校百周年記念誌刊行委員会編 1974 『四賀小学校百年史』

鹽川小学校開校百周年記念事業実行委員会 1974 『鹽川学校百年誌』

昭和小学校百周年記念事業実行委員会編 1977 『昭和小学校百年誌』

高井小学校沿革誌刊行会 1976 『高井小学校沿革誌』

豊洲小学校沿革誌編集委員会 1977 『豊洲小学校沿革誌』

都住小学校 1967 『学校沿革誌』

内山小学校閉校記念事業実行委員会 1981 『閉校記念誌-内山小学校のあゆみ-』

吉田小学校百年史編纂委員会編 1975 『吉田小学校百年史』